

団体交渉申入書

令和元年 9 月 5 日

社会福祉法人 埼玉聴覚障害者福祉会
理事長 永井紀世彦様

埼玉聴覚障害者福祉会労働組合
執行委員長 金川直美

下記のとおり団体交渉を申し入れますので、令和元年 10 月 3 日までに、文書をもってご回答ください。

記

1. 日 時 令和 1 年 10 月 20 日（日） 午後 7 時 から
2. 場 所 坂戸市文化施設 オルモ ギャラリー 1・2
3. 出席者 組合執行委員（特別執行委員を含む）および組合員
4. 交渉事項

(1) 虐待防止について

「ふれあいの里・どんぐり」で以前に発生した虐待事件について、これまで職員研修や第三者委員を交えた虐待防止委員会など開催していますが、どのような成果が上がっているのか教えてください。

(2) 働き方改革関連について

- ①働き方関連法により、今年度から年間 10 日以上の子次有給休暇を付与されている労働者は、最低 5 日間取得することが義務化されました。約 6 カ月経過した団体交渉時点で、どの程度取得できているのか、取得できていなければ今後どのように消化する予定なのか、各事業所の状況を教えてください。
- ②法人では 2016 年からリフレッシュ休暇制度が始まり、各事業所でも定着しつつありますが、リフレッシュ休暇開始前後の子次有給休暇取得状況はどう変化していますか。各事業所の状況を教えてください。
- ③法人では 2017 年から失効子次有給休暇の積立が始まりました。これまでの使用状況はどうなっているか教えてください。
- ④働き方改革関連法の施行により、勤務間インターバル制度が努力義務となりました。法人としてこの制度を採用する予定があるのか、また、採用した場合、時間数をどのように設定するのか教えてください。

(3) 手当について

2016年の法人規程改正以降、サービス管理責任者に対する手当は、主任業務と兼務する事例が多いことからカットされています。その当時新設された児童発達支援管理責任者についても手当が付与されていません。主任の業務と、サービス管理責任者、及び、児童発達支援管理責任者の業務は兼務させないようにするとともに、手当が復活できるよう要望します。

(4) 処遇改善について

①この2年、職員処遇改善加算給付分については、定期昇給分のほか、2018年1月より実施した夜勤手当の増額、2018年12月より実施した準職員の時給改定(ベースアップ)等に充当したことにより剰余金が発生しなかったことにより、職員処遇改善一時金を支給無しとしてきました。どちらも年度末になってからの報告で、十分な説明とは言えません。処遇改善について、もっと計画的に、見通しをもって取り組み、職員への周知ができるよう進めてください。

②今年10月の介護報酬・障害福祉サービスの報酬が改正され、特定処遇改善加算から新設されます。当法人として取得予定があるか教えてください。

(5) 準職員の勤務・休暇について

①準職員は、契約労働時間を上限として勤務することになっていますが、例えば5月のように土日祝日の多い月では、週40時間契約の場合上限まで勤務することができず収入減となる方がいます。職員個々によって希望する働き方は違いますが、希望するものが上限まで働けるように要望します。

②法人規程によれば、正規職員は様々な理由で特別休暇を取得することができますが、準職員の休暇は取得可能なものが少ない現状があります。家庭環境や個々の事情があつて正規職員になれない準職員もいます、特別休暇の取得範囲を正職員並みにしてください。

(6) 勤務体制について

①労働基準法において、労働時間は1日8時間までと規定されており、超過分を残業代として支給することとなっています。当法人の時間外労働は30分単位を基本としていますが、本来は1分単位での請求が可能となっています。15分刻みにするなど変更をお願いします。

②法人内の各事業所において、中長期計画が検討されているようですが、勤務していない他事業所の概要は見えてきません。現在検討されている内容についての説明と、新事業立ち上げに向けた人材確保や異動にともなう体制負担等の見通しを教えてください。

(7) 公用車の更新について

昨年の団体交渉でも、春里どんぐりの家、ふれあいの里・どんぐりの公用車について提案しましたが、進捗状況を教えてください。

以上